

別表第1（第10条関係）

徴収金基準額（母子生活支援施設及び助産施設）

本人の属する世帯の階層区分		徴収金基準額	
		母子生活支援施設（月額）	助産施設（1回当たり）
A	生活保護法（昭和25年法律第144号）による被保護世帯（単給世帯を含む。）及び中国残留邦人等の円滑な帰国の促進並びに永住帰国した中国残留邦人等及び特定配偶者の自立の支援に関する法律（平成6年法律第30号）による支援給付受給世帯	0円	0円
B	A階層を除き当該年度分（4月から6月までの月分の費用の徴収については、前年度分とする。）の市町村民税（特別区民税を含む。以下同じ。）非課税世帯	0円	0円
C	A階層を除き当該年度分（4月から6月までの月分の費用の徴収については、前年度分とする。）の市町村民税の課税世帯であつて、その市町村民税の額が均等割の額のみ在世帯（所得割の額のない世帯）	2,200円	4,500円
D1	A階層及びC階層を除き当該年度分（4月から6月までの月分の費用の徴収については、前年度分とする。）の市町村民税の課税世帯であつて、所得割の額の区分が次の区分に該当するもの	9,000円以下	3,300円
D2の1		9,001円以上 19,000円以下	4,500円
D2の2		19,001円以上 27,000円以下	9,000円
D3		27,001円以上 57,000円以下	
D4		57,001円以上 93,000円以下	
D5		93,001円以上 177,300円以下	
D6		177,301円以上 258,100円以下	
D7		258,101円以上 348,100円以下	
D8		348,101円以上 456,100円以下	
D9		456,101円以上 583,200円以下	
D10		583,201円以上 704,000円以下	
D11		704,001円以上 852,000円以下	
D12		852,001円以上 1,044,000円以下	
D13		1,044,001円以上 1,225,500円以下	
D14		1,225,501円以上 1,426,500円以下	
D15	1,426,501円以上		

備考

- 注1 この表に掲げる徴収金基準額が、その月におけるその児童等に係る費用の支弁額を超えるときは、この表にかかわらず、当該支弁額を限度とする。
- 注2 助産施設において助産の実施を行つた妊産婦については、この表に掲げる徴収金基準額（次に掲げる場合に該当するときは、当該規定に定める額を加算した額）を徴収する。
- (1) 出産育児一時金を受給した場合 当該出産育児一時金の額に、B階層にあつては10パーセント、C階層にあつては15パーセント、D階層のうち所得割の額が19,000円までの場合にあっては25パーセントをそれぞれ乗じて得た額
- (2) 多子出産の場合 第二子以降の新生児一人につき、当該徴収金基準額に10パーセントを乗じて得た額
- 注3 この表のC階層における「均等割の額」とは、地方税法（昭和25年法律第226号）第292条第1項第1号に規定する均等割の額をいい、同階層及びD1からD15階層までにおける「所得割の額」とは、同条第2項に規定する所得割（この所得割を計算する場合には、同法第314条の7、第314条の8、附則第5条第3項、附則第5条の4第6項及び附則第5条の4の2第5項の規定は適用しないものとする。）の額をいう。

なお、同法第 323 条（同法第 737 条第 1 項の規定により準用する場合を含む。）に規定する市町村民税の減免があつた場合には、その額を所得割の額又は均等割の額から順次控除して得た額を所得割の額又は均等割の額とする。

注 4 所得割の額を算定する場合には、児童等及びその児童等の属する世帯の扶養義務者が指定都市（地方自治法（昭和 22 年法律第 67 号）第 252 条の 19 第 1 項の指定都市をいう。以下同じ。）の区域内に住所を有するものであるときは、これらのものを指定都市以外の市町村の区域内に住所を有するものとみなして、所得割の額を算定するものとする。

注 5 次の（1）及び（2）のいずれかに該当する者については、地方税法第 292 条第 1 項第 1 号に規定する寡婦とみなし、その者の前年の所得（地方税法第 292 条第 1 項第 13 号に規定する所得の合計額。1 月から 6 月までの間の利用においては、前々年とする。以下同じ。）が同法第 295 条第 1 項第 2 号の規定に該当するときは、市町村民税非課税として取り扱う。

また、上記により寡婦とみなした者であつて、市町村民税非課税として取り扱う者以外の者については、所得割の額を計算する場合には、総所得金額、退職所得金額又は山林所得金額の合計から、（1）に該当する場合にあつては 26 万円を、（2）に該当する場合にあつては 30 万円を控除するものとする。

（1）婚姻によらないで母となつた女子であつて、現に婚姻をしていないもののうち、扶養親族その他その者と生計を一にする子（前年の所得が所得税法（昭和 40 年法律第 33 号）第 86 条第 1 項の規定により控除される額以下である子（他の者の同一生計配偶者又は扶養親族である者を除く。））を有するもの（（2）に掲げる者を除く。）

（2）（1）に掲げる者のうち、扶養親族である子を有し、かつ、前年の所得が 500 万円以下であるもの

注 6 注 1 から注 5 までに定めるもののほか、この表の適用に関し必要な事項は、区長が別に定める。